

設計業務委託内容書

1 業務名称 沖永良部島漁協荷捌き施設新築工事実施設計委託業務

2 業務場所 和泊町 手々知名 地内

(1) 敷地面積

(2) 形状地質

3 建築物の概要，概算工事費

名 称	建物構造，階数	対象面積	摘 要
水産施設新築 工事設計	① RC造平屋建：	200㎡	

概算工事費（消費税を除く）

ー金100,000,000円

設計対象工事

- ・ 建築工事
- ・ 電気設備工事
- ・ 機械設備工事
- ・ 外構工事

4 委託する業務（下記表中の委託欄○印のものとする。）

(1) 基本設計

業 務 内 容	委託	図 面 名	縮 尺	摘 要
1 企画に関する協議調査				
2 基本設計書の作成				
3 基本設計図面の作成		仕様概要表		
		仕上表		
		面積表及び求積表		
		敷地案内図		
		配置図		
		平面図（各階）		
		断面図		
		立面図（各面）		
		矩計図（主要部詳細）		
		電気給排水空調計画概要表		
4 透視図の作成		透視図		
5 基本構造設計				
6 設計説明書の作成				
7 工事概算書の作成				
8 建築設計チェックリスト				

(2) 実施設計

業 務 内 容	委 託	図 面 名	縮 尺	摘 要
1 設計図面作成	○	表紙図面リスト		
	○	仕上表		各戸
	○	面積表		各戸
	○	見取図・配置図	1/200～1/600	各戸
	○	平面図（各階）	1/100	各戸
	○	立面図（各面）	1/100～1/200	各戸
		基礎伏図	1/100～1/200	
		床伏図	1/100～1/200	
	○	天井伏図	1/100～1/200	各戸
		断面図	1/20～1/30	
	○	矩計図	1/20～1/30	
		各部詳細図	1/20～1/30	
	○	部分詳細図	1/2～1/5 1/10～1/20	各戸
	○	展開図	1/50	各戸
	○	建具表	1/50	各戸
		構造図	1/30～1/40	
		配筋図	1/30～1/40	
		附属舎	各図上記に倣う	
		工作物	〃	
	○	電気配線図	1/100	各戸
	○	電気器具表及び凡例表		各戸
		電気関係系統図	1/100	
	○	給排水・ 空調 配管図	1/100	各戸
		給排水・空調系統図	1/100	
	○	給排水・機器凡例表		各戸
		その他	ボーリング柱状図等	
2 構造・設備計算書		計算書		
3 仕様書作成	○	改修工事特記仕様書	建築・電気・機械	共通
4 内訳明細書作成	○	内訳明細書		各戸
	○	数量明細書		各戸
5 その他		透視図		着色
		模型		
		日影図		
		計画通知書・確認申請（書類はFD制作）		
		設計にあたっての協議・調査及び記録		
		関係官庁諸届等		
		バリアフリー新法チェックリスト 福祉のまちづくり条例チェックリスト		

(3)業務内容

項 目		委託項目	備考
(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求の確認	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
(2) 法令上の諸条件の調査・協議	(i) 法令上の諸条件の調査	◎	
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との協議		
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	○	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明		
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	◎	
	(ii) 建築確認申請の作成		
(5) 概算工事費の検討			
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		○	

5 製図方法

- (1) 用紙 図面の大きさは、59cm×42cm（A2版型）を標準とし、原図の紙質は洋紙とする。
- (2) 寸法 メートル法

6 設計は、建築基準法その他関係の法規及び敷地実測図，地質報告書，国土交通省建築工事標準仕様書，電気工事設備工事標準仕様書，機械設備工事標準仕様書に適合するものであること。

設計の内容は，高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー新法）の「誘導基準・基礎基準」及び鹿児島県福祉のまちづくり条例「目標となる基準・整備基準」に適合すること。（高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準を参考とする。）

7 設計の実施に当たっては，係員の指示に従うこと。

8 設計図書の提出期限

令和9年1月29日（ 日間）

9 設計の完了後に次の設計図書を提出すること。ただし，閲覧用の青写真焼付代金については，当該工事請負業者が決まるまで，設計事務所が肩代わりするものとする。（部数は変更することもある）

A3縮小二つ折 建築： 1部 電気： 1部 機械： 1部

10 数量積算書・単価見積書・設計内訳書の写しを15年間保存すること。

設計委託業務特記事項

1. 本業務委託契約は、建築設計業務委託契約書「A・B」により行うものとする。
2. 本委託業務にあたっては、前金払を請求することができない。
3. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（令和２年３月）：（以下、「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

なお、ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R）で正本１部、副本２部の計３部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

さらに、電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。
4. 和泊町個人情報保護条例に基づく別記「個人情報取扱特記事項」に従い、その取り扱いを適正に行うこと。
5. 設計に関するすべての事項は秘密を厳守し、他に漏らし、また、利用しないこと。
6. 委託契約締結後、速やかに設計工程表及び別記様式１設計体制表を提出し、係員の承諾を受けること。
7. 設計業務に係る管理技術者及び照査技術者を選任し、係員の承諾を受けること。
8. 設計業務の責任者は１級建築士とし、業務を担当する者は２級建築士又は実務経験３年以上の者とし、それぞれ経歴書を提出して係員の承諾を得ること。

なお、町土木課等との打合せ等の窓口は、責任者が直接行うこと。
9. 構造計算、積算等を外部委託する場合は、建築士登録、建築士事務所登録が適正になされている資格者から選定すること。

なお、構造計算を認定プログラムで行った場合は利用者証明書、認定書の写しを提出すること。
10. 設備設計又は地質調査等を一部外注するときは、原則として県建設コンサルタント業務等入札参加資格者から選定すること。

なお、やむを得ないときは、係員と打合せの上、文書で承諾を得ること。
11. 基本設計終了時に基本設計書を提出し、係員の承諾を得た後、実施設計に着手すること。
12. 設計に当たっては、仕様、使用材料、構造方式、設備方式、施工技術等総合的に比較検討した資料及び設計要旨（コンセプト）と外観色彩計画書を提出し、係員の

承諾を得ること。

13. 県産材活用計画書，木材使用数量，建設副産物使用数量及びリサイクル製品使用数量の集計表を提出すること。
14. 建設工事費については，徹底したコスト管理に努めること。また，コスト縮減内容書を提出すること。
15. 工事施工中に変更が生じた場合の図面等修正業務は本委託業務に含むものとする。
16. 鹿児島県福祉のまちづくり条例，バリアフリー法等の認定基準等も考慮し高齢者や障害者にも十分配慮した設計とすること。
17. 本委託業務契約の対象である施設に係る設備設計を行うため，契約書第5条の規定により，契約担当者が指示する者には，必要な青図又はC A Dデータ等を無償で引き渡しするものとする。
18. 成果品の取扱いとして，提出されたC A Dデータについては，当該施設に係る工事の請負業者に貸与し，当該工事における施工図の作成，当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。